官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件（総務一一）　一
〔その他告示〕
○自動車の型式を指定した件
（国土交通四六～一〇七）　三三
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同一〇八、一〇九）　三五
○自動車の装置の型式を指定した件（同一一〇～一八九）
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一九〇～一九四）　三六
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同一九五）　三六
○原動機付自転車の型式を認定した件（同一九六、一九七）
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同一九八、一九九）
○指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があった件（同二〇〇、二〇一）
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度秋期情報処理安全確保支援士試験（経済産業省）　三〇
令和七年度秋期情報処理技術者試験（同）　三七

法規的告示

○総務省告示第十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、法第二条第九項に規定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のように定め、令和九年一月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。

平成二十七年総務省告示第三十五号は、令和八年十二月三十一日限り廃止する。ただし、施行日以後に作成する公的統計の表示であっても、この告示による分類表により難い場合に限り、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和八年一月十九日

総務大臣　林　芳正

1　統計基準の名称　疾病、傷害及び死因の統計分類

2　疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3　疾病、傷害及び死因の統計分類の設定に当たっての基本的な考え方

疾病、傷害及び死因の統計分類（以下「本分類」という。）は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して設定する。ただし、我が国の疾病構造等にも配慮する。

4　疾病、傷害及び死因の統計分類の構成及び分類符号の表記

本分類は、以下の分類表により構成されている。

（1）　基本分類表（章分類25項目、基本分類17,106項目）

（2）　疾病分類表（151項目）

（3）　死因分類表（134項目）

基本分類表の章分類の名称並びに基本分類表、疾病分類表及び死因分類表の章分類別項目数は、次の表のとおりである。

基本分類表

章分類	基本分類	疾病分類表	死因分類表
1　特定の感染症又は寄生虫症	988	8	13
2　新生物	1,237	14	24
3　血液又は造血器の疾患	256	3	3
4　免疫系の疾患	252	1	1
5　内分泌、栄養又は代謝疾患	637	5	5